

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(神奈川県担当部会)  
平成 28 年6月8日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500640号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600029号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年12月10日から昭和45年12月21日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社における厚生年金保険の資格喪失年月日は、昭和44年12月10日となっている。しかし、私は、昭和45年12月20日まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、資格喪失年月日の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社において、昭和45年12月20日まで継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、請求者は同僚の名前を記憶していない上、A社において請求期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員に照会したものの、請求者の請求期間の勤務実態について具体的な陳述を得ることができない。

また、事業主は、「請求者の請求期間の在籍及び保険料控除について、確認できる資料が無いため不明である。」と回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、平成24年5月17日付けの年金事務所の照会に対し、事業主が提出した「厚生年金基金加入員資格喪失届」の写しによると、請求者の資格喪失年月日が昭和44年12月10日と記載されている上、企業年金連合会から提出のあった「中脱記録照会(回答)」によると、請求者のC厚生年金基金の加入期間は、オンライン記録と一致している。

加えて、請求者は、請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。